

【本案件は低入札価格調査制度対象案件です。】

入 札 説 明 書

1 一般競争に付する事項

- (1) 工事件名 対馬長崎鼻北東方照射灯機器改良改修工事ほか2件
- (2) 工事内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年2月26日
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 電子調達システムの利用

本案件は証明書の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願を提出し、当本部の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。第七管区海上保安本部ホームページ（以下「七HP」という。）契約情報電子入札の項参照。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省（第七管区海上保安本部を希望した者に限る。）一般競争参加資格格「専門工事（電気工事または電気通信工事）」のA、B等級に格付けされた者であること。
- (4) 第七管区海上保安本部から指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第七管区海上保安本部入札・見積者心得書第6の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）親会社と子会社の関係にある場合

（ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社的一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること（な

お、当該 I C カードについては、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者の I C カードに限る。）。

また、代表者（競争参加資格決定通知書に記載されている者）から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、これに合わせ年間委任状を提出すること。

本登録にて限定した I C カード以外の I C カードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

- (8) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 仕様書交付の期間及び場所並びに仕様に関する問い合わせ先

令和 8 年 8 月 5 日～令和 8 年 8 月 26 日

北九州市門司区西海岸 1-3-10

第七管区海上保安本部 交通部 整備課 技術官

電話（093）321-2931 内線 2666

なお、郵送等により交付を希望するものは、上記に問い合わせること。

4 契約条項等を示す場所及び契約・入札に関する問い合わせ先

〒801-8507 北九州市門司区西海岸 1-3-10

第七管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係 及び 七HP

電話（093）321-2931 内線 2223

5 入札申込・入札開札の日時、場所等

(1) 入札申込

①電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等（競争参加資格決定通知書の写し、入札参加確認書）の入札書類データを

令和 8 年 8 月 26 日 17 時 00 分

までに下記 5（6）に示す URL に提出する。申請内容に間違いがなければ、電子調達システムにより「競争参加資格確認申請書受付票」が送信される。

②紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等（紙入札方式参加願、競争参加資格決定通知書の写）を

令和 8 年 8 月 26 日 17 時 00 分

までに第七管区海上保安本部経理課入札審査係に提出し承諾を受ける。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(2) 入札説明書の交付

入札参加希望者は、七HPに掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

(3) 電子調達システムによる添付資料

電子調達システムによる添付資料（資格決定通知書・工事内訳書等）は、次のいずれかのファイル形式で作成し提出すること。

- ・ 一太郎
- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション P D F ファイル
- 画像ファイル J P E G 形式
- 圧縮ファイル L Z H 又は Z I P 形式

(4) 入札書の提出期限

令和8年8月27日～令和8年9月2日 17時00分

ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を上記4に提出すること。
 なお、郵送により提出する者は、第七管区海上保安本部入札・見積者心得書第4「入札等に関する事項」により作成のうえ、配達記録郵便又は簡易書留郵便等により、上記日時必着で送付すること。

(5) 開札

令和8年9月3日 10時00分

北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎 8階
 第七管区海上保安本部 経理補給部 入札室

(6) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システムヘルプデスク

電話0570-0000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

注 意 事 項

電子調達システムによる工事内訳書は入札書送信時添付すること。紙入札による業者は、入札書提出時に工事内訳書を提出すること。

工事内訳書には、工事件名、会社の所在地、会社名、内訳書提出日の日付を必ず明記すること。(様式については、七HPに掲載してある工事内訳書を参照。)

6 入札保証金及び契約保証金 入札保証金 免除・契約保証金 要

7 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第七管区海上保安本部入札・見積者心得書、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札の方法

当該入札の執行において入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。(発注内容・履行期限等を見直したうえ再度入札公告に付する。)

9 開札

(1) 電子調達システムによる場合

- ① 開札は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
 ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、

支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

(2) 紙による場合

- ① 開札は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。(この間、開札場への入退室はできない。)

なお、入札者又はその代理人が出席しない場合は、再度入札を辞退したものとする。

ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

10 落札者の決定方法

- (1) 第七管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否 要

12 代金支払時期 完成検査合格後、請求書を受理した日から40日以内

13 前払金 有(ただし、契約金額が300万円以上の工事に限る。)

- (1) 請負代金の10分の4以内。
(低入札調査を受けた者との契約においては10分の1以内。)
ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
- (2) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社による保証が必要となります。

14 前金支払時期 前金保証証券受託後、請求書を受理した日から14日以内。

15 既済既納部分払 無

16 期限延伸の措置 請負者の請求による期限延伸については、請負者の責に帰することのできない場合は、請負者の延長請求により協議し延長措置をとる。

17 危険負担 天災事変等による場合を除き、原則として請負者負担。

18 保証期間

- (1) 木造建築物の建設工事及び設備工事等（1年）
- (2) コンクリート建築物又は土木工作物等（2年）
- (3) 請負者の故意又は重大な過失の場合（10年）

19 入札書提出にかかる委任について

- (1) 紙入札方式で入札に参加する者で、代表者以外の者が入札書を提出する場合には、委任状（個別委任可）が必要。
電子調達システムにより入札に参加を希望する者で、代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者は、所定の受領期限までに年間委任状（原則として、個別委任は不可）が必要となる。
- (2) 記載事項：工事件名、委任事項（入札及び見積について、契約締結について等）、委任者記名押印、受任者記名押印（様式については、七HPに掲載してある委任状を参照。）。

20 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 第七管区海上保安本部が発注する建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当要求又は建設工事（測量等）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

21 その他

- (1) この入札は、**低入札価格調査制度**を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回る価格の入札者については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
- (2) 書面により入札箱に投函された入札書については、第七管区海上保安本部入札見積者心得書第6各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。なお、当該価格が調査基準額を下回った場合、低入札価格調査を実施し、その結果、当該入札金額にて落札する可能性がある。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。
- (3) 契約保証金の納付について

（**契約金額の10/100以上、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の3/10以上**）

なお、契約保証金を返還する場合は利息を付さない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約

保証金の納付を免除する。

(4) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第七管区海上保安本部管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

①発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直しは除く。

②品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督者から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。

③自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他の必要な事項を監理技術者の通知と同様の契約担当官等に通知することとする。

(5) 工事及び建設コンサルタント業務等の契約において、これらの業務に関し、談合等の不正行為を行った受注者については、請負代金額（業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払う違約金特約条項を設けている。

(6) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認すること。

この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。

(7) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

22 入札書・委任状等の書式

次のURLアドレスから、適宜、ダウンロードし作成すること。

なお、ダウンロードできない場合は、事前に上記4の担当係に申し出ること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/>